

ニチアス元従業員損賠提訴 岐阜●石綿肺・続発性気管支炎で2,200万円

ニチアス羽島工場で石綿製品の製造作業に従事したことにより、石綿肺と続発性気管支炎に罹患し、2018年1月に労災認定された福田文夫さん(75歳)が11月15日、日本最大のアスベスト企業だったニチアスに対して2,200万円の損害賠償を請求する訴訟を岐阜地方裁判所に提起した。

福田さんは石綿被害を被った元労働者などで結成する労働組合、アスベストユニオンの組合員で訴訟の提起前に3回、文泰竜執行委員長ら組合役員とともに団体交渉をニチアスと行ったものの誠意ある回答を得ることができず、提訴することを決意した。

提訴後の記者会見で福田さんは「ニチアスでは残業をして一生懸命働き、現在のようにになりました。最近では息がしづらく、少し歩いただけで息切れしますし、風邪をひいたらなかなか治りません。ニチアスには体の補償をお願いしたいです」と話した。また、関西アスベスト訴訟弁護団の位田浩弁護士は記者団に対し、「石綿を取り扱う仕事をさせ、元労働者が健康被害を被ったことへの一義的な責任は100パーセントニチアスにある」と説明した。

厚生労働省が公表している石綿曝露作業による労災認定

事業場一覧表で確認すると、2018年度までのニチアス全社におけるアスベスト労災認定者数は315人にのぼり、そのうち118人がすでに死亡していることがわかる。羽島工場では74人がアスベスト疾患で労災認定されているが、石綿肺による認定はわずか6人にとどまり、過去に劣悪な作業環境でアスベストに曝露した退職者たちの現在の健康状態が気になる。退職時に軽いじん肺所見を有していただだけでも、年をとるにつれてじん肺が悪化していく石綿肺・じん肺患者のケースが後を絶たないからである。

●保温材製造部門に配属

福田さんは、ニチアス羽島工場に1959年3月から1970年1月まで勤務した。ニチアス在職中は石綿を含有するスーパーライトやシカライト保温材の製造作業やファインフレックス断熱材の製造作業に従事した。母子家庭で兄弟とともに育った福田さんは、家計を支えるため、中学卒業後すぐにニチアスに就職した。その頃は忙しく、ニチアスより入社式前から仕事に来てくれと言われて、入社式までは学生服で仕事に行っていたそうである。

スーパーライトやシカライトは、

アスベストに石灰や珪藻土等を加えてブロック状、板状あるいは円筒状に成形した保温材である。工場や発電所、船舶等のボイラーや配管等の保温、断熱のために使用された。

スーパーライト保温材の製造で粉じんに曝露する工程は、①混合場でアスベストや他の原料を混合機に投入するときや、②攪拌した混合原料をスコップで金型に詰めて蓋をし、プレス機で圧縮し乾燥機で乾燥した後にトロッコで仕上場まで運ぶとき、③仕上場で製品を切断したり箱詰めしたりするとき、だった。

①では、乾燥し、細かくほぐされふわふわした綿状のアスベストを混合機に投入する際に粉じんが飛散し、②では、トロッコがレールのジョイント部分を通るときの振動で、乾燥後、乾いて軽くなった製品の表面からアスベスト粉じんが飛散した。③では、仕上場で製品をトロッコからタンカに載せ換えたり、箱詰めをしたりするとき、帯鋸で製品を切断するときにくさんのアスベスト粉じんが飛散した。

福田さんはこういった作業に4年3か月間従事し、大量のアスベスト粉じんを吸い込んだ。作業服、作業帽は紺色だったそうだが、作業が終わると全身真っ白になり、鼻毛も居毛も真っ白だったという。

●「別荘」と呼ばれた作業場

スーパーライト、シカライト保温材の製造に従事していたのと同時期に、福田さんは「別荘」と

羽島工場内で呼ばれていた別棟の混合場での作業に従事した。別荘では、吹き付け石綿材料を作る作業や珪藻土の粉碎作業、岩石状・棒状で入荷する固い石綿の原綿を粉碎機にかけて細かい綿状にする開綿作業が行われ、アスベスト粉じんが建屋内に充満していた。

粉じんの発生がとくにひどかったのは、吹き付け石綿材料を作る作業だった。開綿し細かい繊維状になったアスベストと珪藻をコンクリートの床にぶちまけ、スコップで混ぜ合わせたうえ、粉碎機にかけてさらに細かく粉碎した後、紙袋につめるという工程だったことから、ものすごい粉じんが舞い上がり、あたりは真っ白になり、隣で作業をしている者の顔も判別できないほどだった、と福田さんは証言している。

別荘での作業は1週間に4回ほどあり、その作業時間は1日のこともあれば半日のこともあった。

●断熱材製造部門での仕事

福田さんは、1963年6月から退職する1970年1月まで、石綿含有断熱材ファイフレックスの製造業務に従事した。ファイフレックスは、アスベストと糊を原料とする断熱材で、船舶の発電室や機関室、発電所、建造物の暖房用パイプなどに使用された。

ファイフレックスの製造工程は、①麻袋(ドンゴロス)から手作業で塊状のアスベストを粉碎機に投入し、細かく粉状にした後、②粉状のアスベストと糊を水が回って流れている機械に入れド

ロドロになるまで攪拌したうえで、③ドロドロになった混合物を別の容器に入れ、コテで平らになるように厚みを均し、平らにした後、④蓋をしてプレスし、容器の下から水を抜き、⑤濡れた綿状のシートをタンカ(杵に棒を渡したもの)に載せ、乾燥機に入れ一晩乾燥させた後、製品にヤスリをかけて端のバリをとってから籍詰めするというものだった。

①の石綿の塊を機械で碎き、粉状にする工程では、機械に蓋がなかったことから、粉じんがもうもうと舞い上がり、陽が建物の中にさすと、キラキラと輝いて、まるで、冬の北海道のスターダストのように福田さんは感じたという。乾燥機から断熱材を出すときも粉じんが舞い、作業服にも粉じんがつき、繊維が服の中まで入り込むのか、洗濯した作業着を着ても、頸のあたりがチクチクとしていたという。

●ニチアス退職後は調理師

1970年1月、ニチアスに10年10か月勤めた後、福田さんは退職した。退職を決意した理由は、喫茶屈を経営していたお兄さんから「日本アスベスト(ニチアスの旧社名)に勤めていると死んでしまうぞ、あそこは辞めたほうがいい」と言われたからだった。福田さんは調理助手としてお兄さんの喫茶屈で働きはじめた。その後は調理師免許を取得し、お兄さんが開店した新店舗を経て、弟さんの経営していた喫茶店で68歳まで調理師として働いた。

退職した現在でも家で料理を

するのは福田さんということで、ニチアス勤務時代に隣の会社に勤めていたお連れ合いとは、車や電車で旅行にいたりすることがよくあるそうだ。先日もお連れ合いの故郷の鹿児島まで行き、帰りに香川県に立ち寄りうどんを食べてきた話をしてくれた。

●じん肺管理区分と労災

福田さんと最初にお会いしたとき、石綿健康管理手帳は取得されていたが、じん肺手帳は持っていなかった。風邪になると治りにくく、息苦しく、夜寝ていても肩で息をする感じで、せきやたんがよく出ると話されたことから、2017年4月、名古屋市八事の杉浦医院を受診。名古屋労職研代表の森亮太医師の診察を受け、肺機能検査やたんの検査を行った。別の日にさらに検査を行った後、岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、7月末にじん肺管理区分管理2、続発性気管支炎合併、要療養との決定を受けた。これを受け岐阜労働基準監督署に労災請求を行ったところ、2018年1月に労災認定された。ニチアスを退職してから48年経過していた。

●ニチアスの責任

国による泉南地域や奈良にあった石綿工場従業員への健康障害調査等を経て、石綿肺の知見は遅くとも1940年には日本でも確立していたと言われている。1960年にはじん肺対策強化のためにじん肺法が制定・公布されており、福田さんがニチアスで働

いていたときには、すでにニチアスはアスベスト粉じんが労働者の生命・健康に重大な影響を及ぼすことを予見できたと言える。

訴状では、ニチアスが労働者を大量かつ高濃度のアスベスト粉じんが発生する作業環境下での作業に従事させるにあたり、信義則上、当時の実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、①アスベスト粉じんの発生・飛散防止措置をとる義務、②防じんマスクを適正に使用させる義務、③粉じん濃度を測定し、その結果に従い改善措置を講じる義務、④安全教育及び安全指導を行う義務がニチアスにはあったとしたうえで、それらの義務を怠っていたニチアスには、不法行為責任または安全配慮義務違反があると言え、福田さんが被った損害を賠償する責任があると主張している。

福田さんが就業していた当時、羽島工場内には局所排気装置などは設置されておらず、アスベスト粉じん飛散防止は行われていなかった。また、従業員に対して十分な性能を有する防じんマスクを配布して着用を義務付けることも行われなかったし、作業場所で粉じん濃度測定も行われず、作業環境改善のための措置もとられなかった。従業員に対する安全教育・安全指導も実施されていなかったという。

●過去のニチアス関連訴訟

2010年10月28日、アスベストユニオンの加入したニチアスの元労働者や元下請け労働者の遺

族が原告となり、多くのアスベスト被害者を出し続けているニチアスを相手取って札幌地裁、岐阜地裁、奈良地裁にそれぞれ一斉提訴した。

2015年9月15日岐阜地裁は、羽島工場で就労し石綿肺に罹患した山田益美さんと故角田正さんに対して4,180万円の賠償支払をニチアスに命じる判決を言い渡した。この判決は確定している。

札幌訴訟は2012年10月28日に、ニチアスの下請け会社で石綿吹き付け作業に従事したことが原因で石綿肺に罹患し、死亡した男性の遺族に対して、ニチ

アスが4,180万円を支払うことで和解が成立している。

奈良訴訟は、2014年10月23日に、胸膜プラーク所見のある原告2人と良性石綿胸水で労災認定されていた原告1人、計3人の原告敗訴の不当判決を受けたため、大阪高裁へ控訴したものの、2015年6月24日に棄却された。さらに最高裁へ上告したが認められず、2015年12月9日に敗訴が確定した。

福田文夫さんの裁判の第1回口頭弁論は1月23日。この訴訟に対する皆様の絶大なご支援をお願い申し上げます。
(名古屋労災職業病研究会)

26年後症状固定、後遺症認めず

大阪●障害等級認定で再審査請求

Kさんは、歯車を製造する工場で、ベテラン歯切工として働いていた。頸椎のヘルニアと両肩の腱板断裂の診断を受け、労災保険が適用されて26年間療養した。しかし、長期の療養に対して、大阪西労働基準労基署は労災補償の打ち切りを行った。Kさんは、首、腕などの痛みが強く、治療を継続しなければ悪化する状態であった。主治医の三橋医師が意見を述べたが、労基署は病状の改善がないと判断し、最終的に2017年1月で症状固定とされた。

三橋医師は、Kさんの後遺症

について、首、両肩の疼痛は12級、首の可動域は通常の2分の1以下に制限されているため8級、両肩の可動域も2分の1以下で10級、それらを併合して7級に該当するとして診断書を作成した。

ところが、大阪西労基署長の決定は障害等級10級だった。

10級の判断の内容は、首は頸椎C5-7に前方固定術が行われていることから、「せき柱に変形を残すもの」で11級、右肩、左肩それぞれの疼痛は「局部にがん固な神経症状を残すもの」の12級で同一系列の神経症状2つで11級とし、11級が2つなので併合に